

基本目標 3 生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標 1 生涯を通じた心身の健康支援

- 施策の方向
- 1 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進
 - 2 性と生殖に関する健康支援

重点目標 2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向
- 1 暴力の根絶に向けた意識啓発
 - 2 被害者相談・支援体制の充実

重点目標 3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

- 施策の方向
- 1 ユニバーサルデザインによる環境整備の推進
 - 2 生活困窮者やひとり親家庭等生活上の困難を抱える方に対する自立支援の充実
 - 3 地域や社会全体で支える福祉の充実
 - 4 多様な性に関する理解と正しい知識の普及・啓発
 - 5 男女の特性、視点を活かした地域防災・防犯の推進

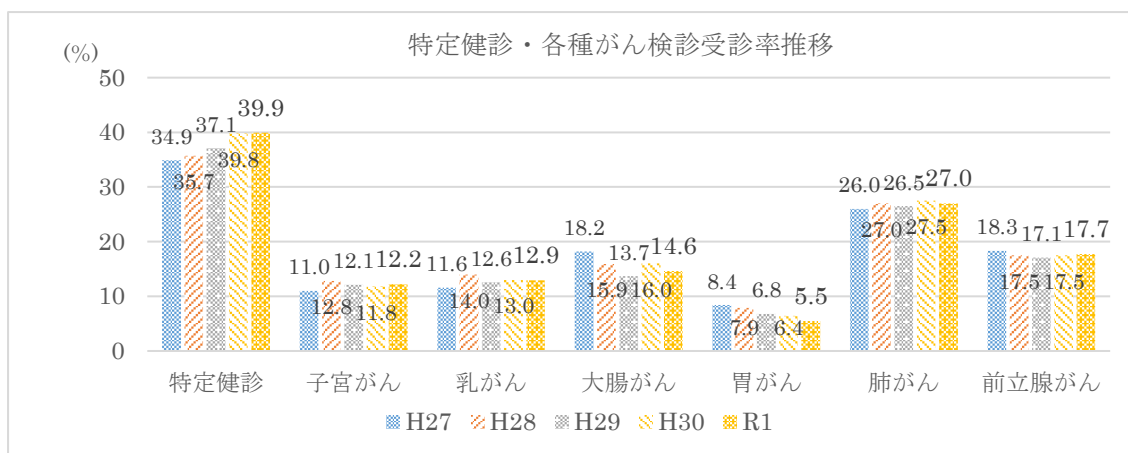
重点目標 1 生涯を通じた心身の健康支援

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

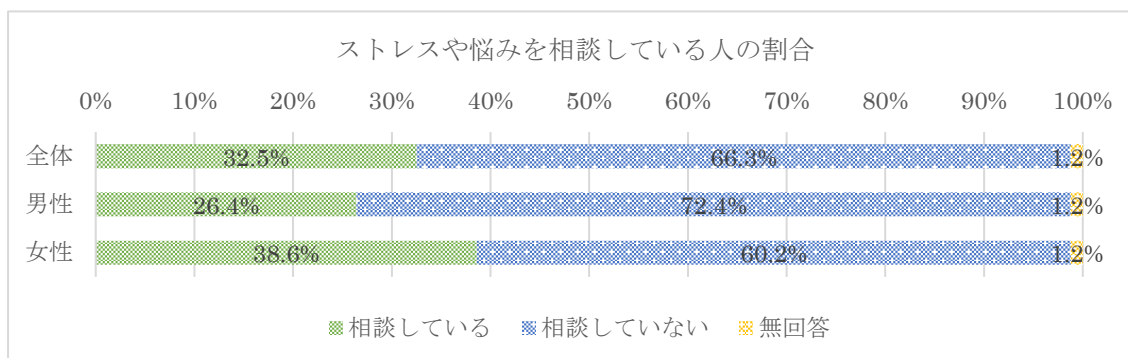
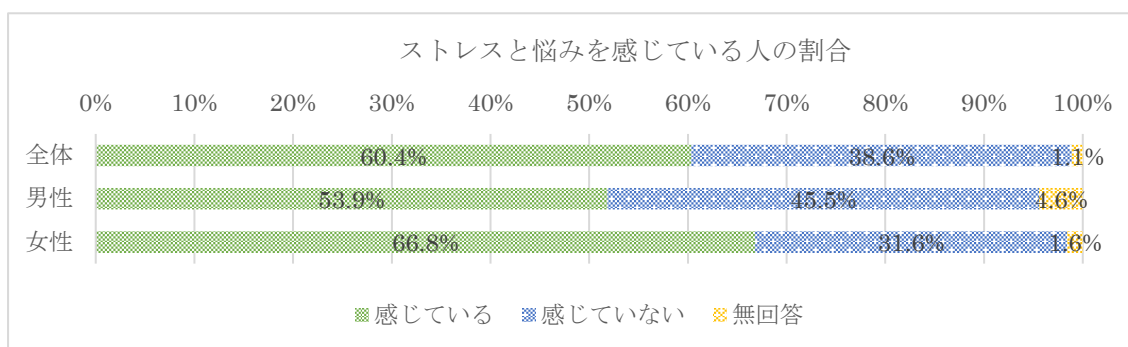
男女共同参画社会の実現の根底に関わるものとして、男女が互いの身体的性差を理解し、尊重し、相手に対し思いやりの意識を持つことは大変重要です。心身の健康は、幸せで質の高い生活を送るためには欠くことのできないものです。また、男女がともに生涯を通じ健康を享受していくためには、疾患の罹患状況や健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどを踏まえ、自身の健康に関心を持ち、性差とライフステージに応じた正確な知識と情報を入手し、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

女性は、その心身の状況が、思春期、妊娠・出産期、更年期など、女性ホルモンの影響を受け、人生の各段階に応じて大きく変化することから、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することがあります。近年は、若い頃の無理なダイエット等痩せすぎに伴う骨量不足や月経トラブル、働く女性の増加、晩産化や少産化、平均寿命の伸長など、社会状況やライフスタイルの変化による女性の健康に対するリスクが高まっています。自分の心身に起こる変化を知らずに過ごすことと、自分の心身に向き合いケアしながら過ごすことでは、将来に大きな違いが現れます。このため、妊娠や出産などによる母性保護の充実を図ることはもとより、女性自らが、心と身体の健康について主体的に判断し、自己決定できる（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ；性と生殖に関する健康と権利）ように、正しい知識の普及を図るとともに、家庭・職場・地域において、パートナーである女性が抱える健康上の困難等に対する男性の理解促進を図るなど総合的な支援の推進が必要です。

一方で、男性は、特に中高年になると、加齢による男性ホルモンの減少、全身的機能低下、精神、心理的ストレス状態を背景に心身の不調が見られるなど、女性と同様の更年期障害があることが指摘されています。また、女性に比べ、生活習慣病の原因となる喫煙や飲酒の習慣、メタボリックシンドローム該当者の割合が高く、自死も多い傾向があります。特に本市では、30代、40代、60代の男性の自死の割合が高い傾向にあります。一般的に、自殺理由として、「経済・生活問題」、「勤務問題」が要因となっているといわれています。「稼ぎ手は男性」であるとか、「男らしさ」として強くあるべきという中で育ってきた男性は、弱音を吐けず、人に助けを求めるのを避ける傾向があるなど、男女の固定的な性別役割分担意識や固定観念が影響して、男性の生きづらさにつながっていることが指摘されています。このため、男性についても身体的特性のみならず、健康の社会的決定要因に着目し、包括的な観点に立って健康増進のための取り組みを推進していくことが必要です。



【市保健センター事業実績】



【令和元年度市健康づくりに関するアンケート調査】

生涯を通じた健康の保持増進のためには、若い世代から、個人が将来のライフデザインを描き、その希望を実現できるよう、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自身の身体への健康意識を高めていけるよう、学校や行政、家庭や地域が連携し、包括的な教育・啓発を実施することが必要です。また、性に関する価値観の多様化や情報の氾濫、性犯罪の増加など、児童生徒を取り巻く環境の変化や児童生徒自身の性的早熟の早まりなどを背景に、性的逸脱行動や望まない妊娠、性感染症の増加などの問題も一層深刻化しています。児童生徒がその発達段階や状況に応じて、生命と性の尊さについての学びを深め、性についての正しい自己決定ができる力を身に付けていくことも必要です。

■□■ 目 標 ■□■

自らの健康は自らの力で守るとの自覚を持ち、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生涯を通じた包括的で総合的な健康支援の取り組みを推進します。特に、女性特有の様々な疾患や健康上の問題については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、あらゆる場面において配慮されるよう意識啓発を推進します。

施策の方向 1 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進

一人一人が生涯を通じて、心身とその健康について、主体的に判断し、その状態に応じて適切に自己管理し、健康でいられるために、性別に応じた的確な医療や健康支援が受けられるよう総合的な取り組みを推進します。

特に女性は、妊娠や出産、女性特有の更年期疾患などを経験する可能性があるなど、生涯にわたって男性とは異なる女性特有の健康上の問題に直面することについて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、家庭や地域、職場などにおいて配慮されるよう、広く正しい知識の普及・啓発を行います。

【具体的な施策】

- 生活習慣病予防や重症化予防のため取り組みの充実
- 心の健康づくりなど自殺予防のための総合的な取り組みの推進
- 生涯にわたる女性特有の健康上の課題とセルフケアに関する情報・学習機会の提供
- 女性特有の疾病に対する検診、相談の充実
- 男女で異なる健康課題への理解を促進するための啓発の推進
- 健康増進に資する運動習慣に関する知識の普及・啓発の推進

《指標項目》

9. 女性のがん検診等の受診率の向上

	現状※		5年後
乳がん検診	44.3%	→	50.0%
子宮がん検診	41.0%	→	50.0%

10. ストレスや悩みを感じているときに相談している人の割合

現状※		5年後
32.5%	→	35.0%

※ 現状：令和元年度健康づくりアンケート調査結果

施策の方向2 性と生殖に関する健康支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重し、次世代を担う健やかな子どもを安心・安全に生み育てることができるよう、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、妊孕性を意識したうえで、将来のライフデザインを描き、多様な希望を実現できるよう、学童・思春期から働きかけていくとともに、妊娠を希望しながら不妊で悩む方々に対する支援や産後うつや子育てに関する悩みや不安を抱えた保護者への支援など、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援体制を構築します。

【具体的な施策】

- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての広報・啓発
- 発達段階に応じた包括的性教育の充実
- 産前産後の相談・サポート体制の充実
- 不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担の軽減のための施策の実施

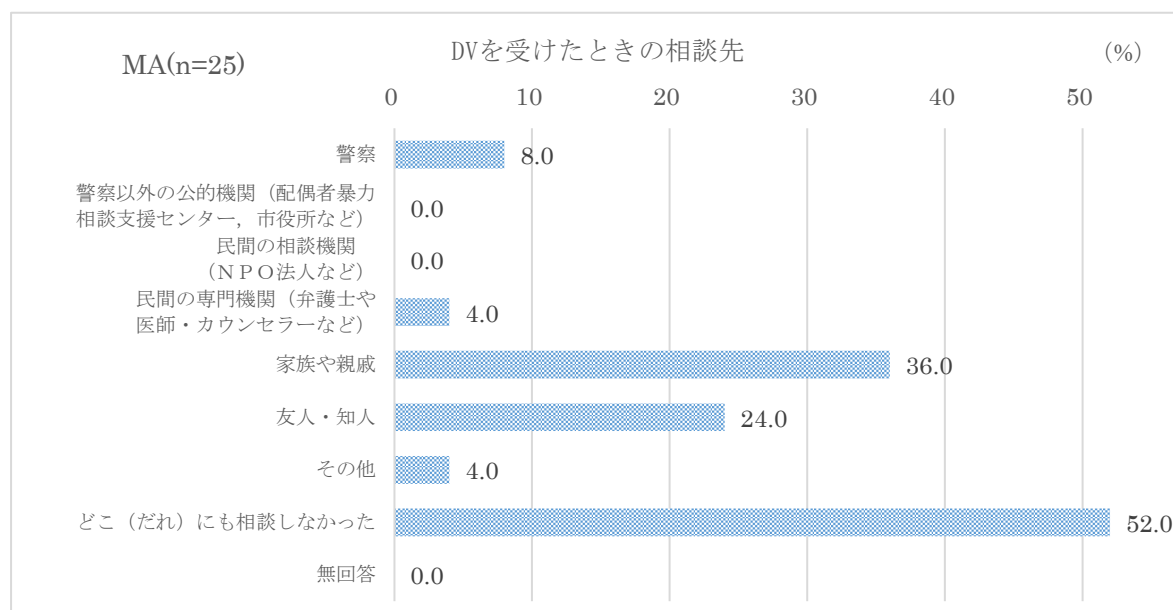
重点目標 2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

すべての人は、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、豊かに生きる権利を持っています。しかしながら、その人権を侵害するものとして、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）やストーカー行為等の被害は年々増加傾向にあり、依然として深刻な社会問題となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛や在宅勤務、休業が余儀なくされる中、生活への不安やストレスによって、その増加がさらに深刻化しています。また、近年におけるSNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪等の発生など、その内容もさらに多様化し、若年世代におけるデートDVやリベンジポルノなどにも広がりを見せています。

令和2年市民意識調査において、「ドメスティック・バイオレンスの経験」をうかがったところ、5.8%の方が「受けたことがある」と答え、「身近な人から相談を受けたり身近で見聞きしたりしたことがある」と答えた方がおよそ1割いました。またその暴力の内容も、身体的暴力、心理的暴力、経済的圧迫、性強要など複合的な場合が多く、問題をさらに深刻化させています。

「受けたことがある」と答えた方のうち、どこかに相談したかについては、「どこ（だれ）にも相談しなかった」がおよそ5割で最も高く、次いで「家族や親戚」がおよそ4割で、「警察に連絡・相談した」がおよそ1割でした。どこにも相談しなかった方にその理由をたずねると、「相談しても無駄だと思ったから」、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっているとあったから」でおよそ5割、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」でおよそ3割でした。

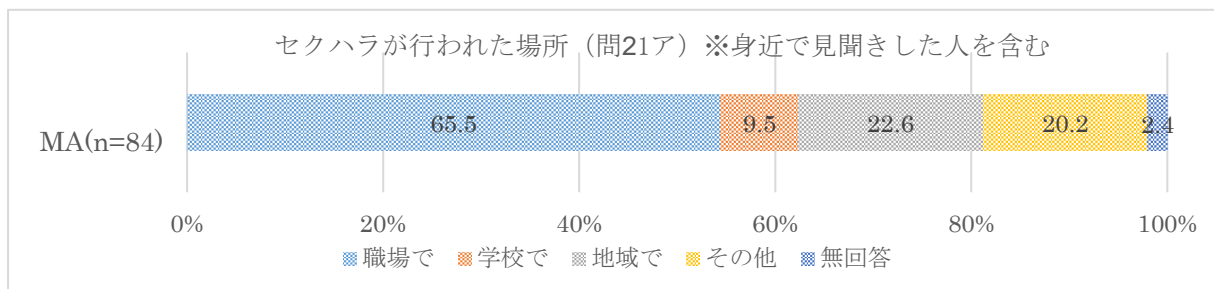


ドメスティック・バイオレンスについては、配偶者や交際相手など、親しい人から行われる暴力で、犯罪行為をも含む人権侵害であるにもかかわらず、その多くが家庭内で起こっていたり、個人的な問題としてとらえられがちで、表面化しにくい傾向があります。また、表面化したときには、すでに問題が深刻化しており、緊急な対応が求められる場合があります。そのため、こうした暴力を防止するための啓発を図るとともに、若年世代から教育・学習の充実を図っていく必要があります。また、被害者に対しては、相談しやすい体制の整備を進めるとともに、精神的な支援を含め、適切な支援が行えるよう関係機関との連携を強化していくことが必要です。

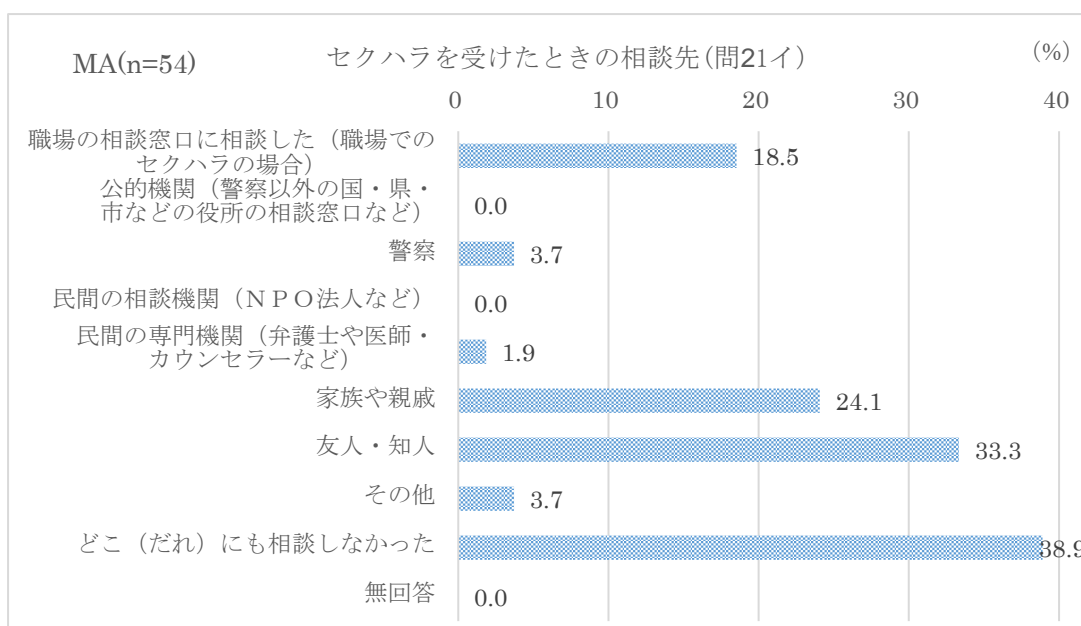
令和2年市民意識調査において「セクシュアル・ハラスメントの経験」をうかがったところ、およそ1割の方が「何らかのセクハラを受けたことがある」と答えました。その内容については、「言葉」によるセクハラがおよそ6割で最も多く、次いで「身体的接触」がおよそ4割、「付きまといやストーカー」がおよそ3割、「性的誘いや強要」がおよそ1割でした。「受けたことがある」と答えた方に対し、その場面をうかがったところ、「職場」がおよそ7割、「地域」「(通勤、通学途中など) その他」がおよそ2割、「学校」がおよそ1割でした。相談先についてたずねたところ、「どこ(誰)にも相談しなかった」がおよそ4割、「友人・知人」がおよそ3割、「家族や親戚」がおよそ2割でした。一方で「職場の相談窓口」が前回の2.4%から増加しおよそ2割でした。どこにも相談しなかった方の理由については、「相談しても無駄だと思った」「相談するほどのことではないと思った」がおよそ4割で最も高く、「相談したことがわかると、解雇や降格など不利益を受けると思った」、「相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けると思った」「どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった」がおよそ2割の方からあげられました。

(セクハラの内容/問20)

(セクハラの内容)	件数 (件)	割合 (%)
言葉	35	64.8%
身体的接触	23	42.6%
性的誘いや強要	8	14.8%
付きまといやストーカー	15	27.8%
回答者数 (セクハラを自分が受けたことがあると答えた人)	54	100.0%



【令和2年市民意識調査】



【令和2年市民意識調査】

働く場においては、性別を理由とする差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメントが依然として存在しており、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取り扱い(マタニティ・ハラスメント)や育児のための休暇、時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がらせ(パタニティ・ハラスメント)など、ハラスメントも多様化しています。これらの根絶を図り、どのような立場、背景を持った人でも、それぞれの人権が尊重され、互いを思いやり、差別を許さない意識や職場風土の醸成が求められています。また、被害者が、相談することにより不利益を被るかもしれないといった不安からどこにも相談できず泣き寝入りすることのないよう配慮されるとともに、相談しやすい窓口の整備と周知が必要です。

男女の人権の尊重は、男女共同参画の根底をなすものです。しかしながら、男女間におけるドメスティック・バイオレンスやストーカー行為、リベンジポルノ、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる人権侵害による暴力が顕在化し多様化してきています。その被害者の多くは女性です。これらの人権侵害による暴力は、男女共同参画社会の形成を著しく阻害するものです。そのため、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に向け、それらを容認しない社会風土を醸成するとともに、被害を未然に防止するため、そうした暴力に対する正しい知識と認識を深めるための取り組みを一層強めていくことが必要です。また、被害に遭われた方の保護や相談などの支援体制の充実を図り、保護から自立支援に至る各段階における切れ目のない支援などあらゆる暴力の形態に応じた根絶のための総合的な取り組みが必要です。

■□■ 目 標 ■□■

互いを思いやり、あらゆる暴力と人権侵害を許さない意識を醸成するため、関係機関と連携・協力し、啓発活動と防止対策を推進するとともに、被害に遭われた方に対し、相談支援体制の充実と保護から自立に至るまでの切れ目ない支援体制づくりを推進します。

施策の方向1 暴力の根絶に向けた意識啓発

ドメスティック・バイオレンスや多様化するハラスメントなど、男女間における暴力は、社会における男女の不平等な構造や固定的性別役割分担意識、慣習などに起因する深刻な人権侵害であり、社会的な問題です。このため、市民一人一人が男女間のあらゆる暴力に関して関心と知識を持ち、社会が一体となって暴力を許さない取り組みを推進します。

【具体的な施策】

- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた正しい知識と認識のための啓発の推進
- 若い世代に対する、デートDVやリベンジポルノなど性暴力の予防啓発教育の推進
- 事業者における各種ハラスメントの防止に向けた啓発の促進（再掲）

施策の方向2 被害者相談・支援体制の充実

男女間における暴力は、被害が表面化しにくいものもあり、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与えるなど、問題をより一層困難なものにします。また、被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合には、その背景事情に十分に配慮し、被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する必要があります。こうした行為には、関係法令に基づき適切に対処するとともに、相談員や関係機関等支援者における二次的被害が生じないように、被害者の置かれている立場や心情に配慮した適切な対応を推進します。

また、子どもが同居する家庭における配偶者等からの暴力は、子どもに対して著しい心理的外傷を与え、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、児童虐待の一つとされています。そうした被害者の子どもに対する支援についても適切な対応を推進します。

【具体的な施策】

- 被害者が相談しやすい体制づくり
- 被害者保護機関（配偶者暴力相談センター、婦人相談所、警察、児童相談所、茨城労働局雇用均等室など）との連携強化
- 児童相談所等関係機関と連携した被害者の子どもに対する心理的ケア等支援の推進
- 研修等による相談員等支援者の資質の向上

＜指標項目＞

11. DVを受けた経験があると回答した人の割合

現状	5年後
5.8%	→ 目標値は設定せず、根絶を目指す

12. DVを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合

現状	5年後
52.8%	→ 20%以下

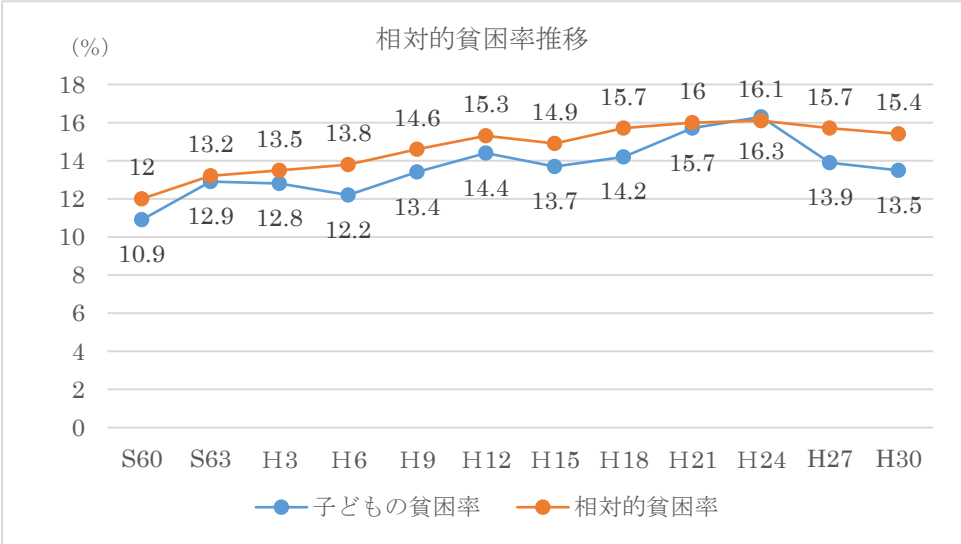
重点目標 3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規雇用労働者の増加など、就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化が進展する中で、貧困に陥る層が増加するなど、様々な生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障がいのある方、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。とりわけ女性は、出産・育児等により就業を中断したり、非正規雇用に就きやすい就業構造や賃金等の男女間格差、女性に対するあらゆる暴力等を背景に、社会生活に支障をきたすなど、男性に比べ、貧困に陥りやすい傾向があります。また、様々な生活上の困難が複合的に影響し、そうした状況が固定化し、さらには次世代に連鎖している実態も明らかになってきています。

我が国における子ども（17歳以下）の相対的貧困率*は、平成30（2018）年は13.5%で、わずかながら改善したものの、およそ7人に1人が貧困ライン*を下回っています。このような経済的に困窮した状態は、保護者に精神的・身体的・社会的余裕がなくなるために、子どもの成長・発達や学習意欲、生活習慣、交友関係に大きく影響し、成長し社会に参加する機会を奪うことにもつながります。また、若年世代においても、社会的孤立化やニート、非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、男性にも厳しい雇用環境が拡大しています。直面する生活上の困難を軽減するため、経済的自立、生活自立が図られるよう、また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るため、多方面から支援を展開していく必要があります。



* 相対的貧困・貧困ライン・相対的貧困率
「相対的貧困」とは、一定基準（貧困ライン）を下回る等価可処分所得（「世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得）」を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない状況をいい、「貧困ライン」とは、日本の等価可処分所得の中央値の半分の値をいい、「相対的貧困率」は貧困ラインに満たない世帯員の割合のことをいう。

男性の単身世帯や父子世帯は、生活面や育児などの悩みを一人で抱えやすい傾向にあり、女性よりも経済的水準が高いものの、周囲に相談者がいないことや公的支援の対象になりにくいなど、地域から孤立化することが懸念されます。それらの背景には、固定的な性別役割分担意識などによる家庭や地域との関わりの希薄さや「男性だから」といった重圧などから他人に弱音を吐くことが難しく、精神面で孤立する傾向があることなどがあります。

また、日本におけるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者。LGBTQ*）の方の割合は、人口のおよそ8%、13人に1人と、ごく身近に存在していることを指摘する調査結果があります。異性愛を前提とし、依然として男（女）はこうあるべきといった固定観念が根強く残る、性の多様性への理解が十分とは言えない現代の日本社会では、セクシュアル・マイノリティの方々にとっては、周囲の好奇な目にさらされたり、不適切な取り扱いを受けるなど、日常生活や社会生活の中で生きづらさを感じる場面が数多く存在しています。「性的指向と性自認（SOGI*）」は、全ての人が持っている属性や特徴です。このため、SOGIによって差別や区別されたり、誰もが生きづらさを抱えることなく、平等な社会を実現していくことが大切です。また、ジェンダーによる格差が依然として大きい日本社会では、「男女」という枠組みでその解消を目指していくことが重要ですが、一方でそうした多様なセクシュアリティの視点から課題を認識していくことも必要となっています。

さらに、災害時などは、平時における社会の課題が一層顕著に現れます。東日本大震災の教訓として、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・減災対策、地域住民の自助・共助の取り組みの重要性が指摘されました。災害時においては、性別やSOGI、年齢、障がいの有無や国籍、乳幼児や妊産婦など、あらゆる人のニーズや状況に配慮した支援が大切です。そのためには、平時からジェンダーや多様な視点に立った防災・減災の取り組みについて理解を深め、災害時にそれらを実践することが必要です。

*LGBTQとSOGI…「LGBTQ」は、L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシュアル、T：トランスジェンダー、Q：クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつであるのに対し、「SOGI」は「性的指向（Sexual Orientation：どの性を好きになるか）」と「性自認（Gender Identity：こころの性）」の頭文字で、すべての人が持っている属性や特徴のこと。

■□■ 目 標 ■□■

非正規雇用労働者やひとり親世帯など、生活上の困難に陥りやすい女性等が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困などの生活上の困難に対応するとともに、それらを防止するための取り組みを推進します。また、高齢者や障がい者、外国人などの社会的弱者が安心して暮らし、社会参画できるよう支援します。

施策の方向1 ユニバーサルデザインによる環境整備の推進

年齢や性別、障がいの有無や国籍などを問わず、可能な限りすべての人が人権と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全・安心で豊かに暮らせる社会を構築するためには、はじめからあらゆる人のニーズに対応し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して改善していくことが必要です。そのため、これまでのバリアフリーの考え方に加え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、多様な関係者と共に連携・協力し、安全・安心な生活環境の整備を推進していきます。

【具体的な施策】

- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発
- ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設、公共交通等社会環境の整備
- 事業者等に対する施設設備やサービス等のユニバーサルデザインの働きかけ

施策の方向2 生活困窮者やひとり親家庭等生活上の困難を抱える方に対する自立支援の充実

ひとり親世帯，とりわけ女性のひとり親世帯は，経済的な面や子育てなどの生活における不安が大きく，仕事と家庭の両立も難しいことなどから，社会的・精神的・経済的に不安定な状況に置かれがちなため，特段の配慮と支援が必要です。また，貧困の次世代への連鎖を断ち切るため，子どもたちの将来の生活基盤の確立も含めた支援も重要です。

このため，経済的困窮をはじめとして，様々な生活上の困難や課題を複合的に抱える方や世帯に対して，個々の状態に合わせて，生活支援や就業支援，経済的支援を行うとともに，情報の提供や相談支援体制の充実など，包括的な取り組みを推進します。

【具体的な施策】

- ひとり親世帯に対する各種支援制度の周知
- 母子・父子自立支援員による自立に向けた相談支援体制の充実
- ひとり親家庭等に対する医療費の助成や生活資金貸付などの経済的支援の充実
- 生活困窮者の自立に向けた支援の充実

施策の方向3 地域や社会全体で支える福祉の充実

高齢者，障がい者等が，住み慣れた家庭や地域で，健康で生きがいを持ちながら，生き生きと自分らしく充実した暮らしが送れるよう，地域や社会全体で支える地域づくりを推進します。

【具体的な施策】

- 地域包括ケア体制の強化
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 地域における支え合い体制の充実
- 障がい者の地域生活移行の支援と就労の促進
- 介護・保健・医療・福祉等総合的な相談支援体制の充実

施策の方向4 多様な性に関する理解と正しい知識の普及・啓発

「性的指向と性自認（SOGI）」は、全ての人々が持っている属性や特徴です。偏見や無知により、セクシュアル・マイノリティの方が不当な差別的取り扱いや無配慮のハラスメント、望まないアウティングをされることがないように、多様性が尊重され、誰もがありのままの自分で豊かに暮らすことができる社会を目指し、多様な性に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。市役所の窓口業務等においては、一人一人が公務に従事する立場として、人権を尊重し、必要な配慮をするとともに、改正労働施策総合推進法により義務化された、職場等におけるパワー・ハラスメントの防止対策の一環としてSOGIハラスメントやアウティング防止への取り組みが進むよう、事業所等に対し啓発を図ります。

【具体的な施策】

- 多様な性についての理解促進のための啓発活動及び学習機会の提供
- 市職員に対する多様な性についての理解を深めるための研修の実施
- 事業者等におけるSOGIハラ、アウティング防止対策の普及・啓発

施策の方向5 男女の特性、視点を活かした地域防災・防犯の推進

女性と男性では災害で受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を実施する必要があります。このため、市地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、避難所運営マニュアルについても、男女共同参画の視点を踏まえた内容となるよう配慮が必要です。また、性の違いに配慮した防災対策を推進するため、防災分野における政策・方針決定過程における女性の登用に取り組むとともに、消防団等、防災活動の現場における女性の参画を拡大します。

【具体的な施策】

- 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の点検
- 男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの点検
- 災害時における女性に対する暴力等の予防のための取り組みと相談窓口の設置
- 防災・防犯分野における政策・方針決定過程における女性登用の推進
- 防災・防犯活動の現場における女性の参画の推進